

第2回市民参加推進フォーラムの資料5に係る補足説明

指摘：①は一部非公開、②は非公開となっているが、その違いは何か。

回答：京都市情報公開条例第7条において、①は第2号、②は第2号及び第5号に関わるという違いがある。①は購入希望者の選定、②は本市の政策を踏まえた市有地活用の事業者選定を行うもので、本市の政策決定に関わることであることから第5号にも当てはまる。

新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）

～会議の公開・市民公募委員の選任について～

①旧し尿前処理施設跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会（第1回会議：令和4年3月）環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<p><目的></p> <p>平成30年3月に閉鎖した旧し尿前処理施設跡地を活用する事業者の募集に当たり、専門的な見地から、応募者の提案内容等の審査を行い、旧し尿前処理施設の有効活用を行う事業者を選定する。</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報に該当するため。</p>	
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が一部非公開であるが、非公開部分では法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」に当てはまる。 委員公募については問題なし。</p>	
②京都市京北森林公園の土地等の活用事業者選定委員会（第1回会議：令和4年6月）産業観光局 農林振興室 林業振興課		
附属機関	<会議の公開> 非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<p><目的></p> <p>京都市京北森林公園は、行財政改革計画において、民間事業者等との連携により活性化を推進していく方針を掲げている。同計画に基づき、公の施設としては令和4年度をもって廃止し、令和5年度以降、同公園の土地等を活用して林業振興、地域活性化に資する事業を行う民間事業者等の選定を行うにあたり、公平・公正に採算性、実現性等に係る専門的見地から審議を行う。</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に該当するため。</p>	
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が非公開とされているが、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については問題なし。</p>	

参考：京都市情報公開条例の抜粋

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

<省略>

(2) 法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

<省略>

(5) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

<省略>